⑻　介護保険法（平成９年法律第123号）第201条の２第１項に規定する被保険者番号等 ⑼　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号 ⑽　その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号	⑻　介護保険法（平成９年法律第123号）第201条の２第１項に規定する被保険者番号等 ⑼　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号 ⑽　その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
規則第２条 個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第１条第１号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。	規則第２条 個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第１条第１号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。
規則第３条 削除	規則第３条 削除
規則第４条 令第１条第10号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 ⑴　健康保険法（大正11年法律第70号）第３条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号 ⑵　船員保険法（昭和14年法律第73号）第２条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号 ⑶　出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条第５号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号 ⑷　出入国管理及び難民認定法第19条の４第１項第４号の在留カードの番号 ⑸　私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第１項に規定する加入者等記号・番号等 ⑹　国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の２第１項に規定する組合員等記号・番号等	規則第４条 令第１条第10号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 ⑴　健康保険法（大正11年法律第70号）第３条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号 ⑵　船員保険法（昭和14年法律第73号）第２条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号 ⑶　出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条第５号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号 ⑷　出入国管理及び難民認定法第19条の４第１項第５号の在留カードの番号 ⑸　私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第１項に規定する加入者等記号・番号等 ⑹　国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の２第１項に規定する組合員等記号・番号等
⑺　地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の２第１項に規定する組合員等記号・番号等 ⑻　雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第10条第１項の雇用保険被保険者証の被保険者番号 ⑼　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第８条第１項第３号の特別永住者証明書の番号	⑺　地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の２第１項に規定する組合員等記号・番号等 ⑻　雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第10条第１項の雇用保険被保険者証の被保険者番号 ⑼　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第８条第１項第３号の特別永住者証明書の番号
［略］ イ～チ　［略］ ２―３～２―19　［略］ ３～10　［略］ 【付録】　［略］	［同左］ イ～チ　［同左］ ２―３～２―19　［同左］ ３～10　［同左］ 【付録】　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年六月十四日から施行する。

○関東信越厚生局告示第一号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関の指定の効力は、当該指定医療機関の事業が廃止されたことにより同表の下欄に掲げる日をもつて消滅したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

令和八年六月十一日　　関東信越厚生局長　渡辺　真俊

独立行政法人労働者健康安全機構新潟労災病院	新潟県上越市東雲町一丁目七番十号	令和八年三月三十一日

その他告示

○公正取引委員会告示第四号

消費者庁

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約（昭和四十六年公正取引委員会告示第二十七号）の一部変更を認定したので、同法第四十四条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月十一日　　公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

一　チーズ公正取引協議会（委員長　佐藤　雅俊）の申請に係るナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約の一部変更を令和八年五月十三日付けで認定した。

二　規約の変更に係る事業の種類

ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの製造業、加工業、販売業及び輸入販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。